

「次世代育成支援対策推進法」に基づく一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮して仕事と生活の調和を図ることができるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年7月1日～令和12年6月30日までの5年間

2. 内容

目標1：産前産後休業・育児休業・産後パパ育休、育児休業給付、育休中の社会保険料免除などの制度の周知や情報提供および啓発活動を行う。
男女ともに育児休業や看護休暇が取得しやすい職場環境を整備する。
育児休業取得率を男性35%以上、女性85%以上とする。

＜対策＞●令和7年7月～ 育児・介護休業法について、制度に関するパンフレットを作成し、適宜、電子掲示板に掲示する。

●令和7年7月～ 取得要件対象者へ個別案内を実施するとともに、管理職へは2年に一度の制度研修を実施する。

目標2：在宅勤務制度およびフレックスタイム制を定着させ、より柔軟な働き方を実現する。

＜対策＞●令和7年7月～ 在宅勤務でも円滑なコミュニケーションが図れるよう、ビデオ会議ツール、チャットツールなどを活用し、定期的な進捗報告などを促す。

●令和7年7月～ 従業員の時間管理能力を向上させるため、自己管理能力を高める研修（目標設定と計画、時間配分と優先順位、振り返りによる改善、習慣化）を入社時または入社から3年を目途に実施し、時間管理を意識した働き方を促す。

目標3：年次有給休暇の年間取得日数を社員平均で12日以上とする。

＜対策＞●令和7年7月～ 毎月、年次有給休暇の取得状況を把握し、目標未達成の社員については、経営会議に報告する。

●令和7年7月～ 計画年休および年2回の有給休暇取得促進日の有給休暇の取得を確実にを行うよう、取得状況を可視化し、部長会に公開する。

目標4：フルタイム労働者一人当たりの各月ごとの所定外労働時間を15時間未満とする。

＜対策＞●令和7年7月～ 毎月、所定外労働時間の状況を把握し、経営会議に報告する。

●令和7年7月～ 各部署に実情を周知し、長時間労働に対する意識改革を図る。

●水曜日のノー残業デーについて、毎週水曜日の終業15分前にアナウンスを行い、ライフワークバランスの充実した職場環境を整える。

以上